

平成31年 第90回多可町議会定例会 一般質問

(1日目)3月18(月) 午前9時30分から

質問順	質問議員		答弁を求める者
1	大山由郎	虐待から子どもの命を守れ	教育長
2	橋尾哲夫	新庁舎に「敬老の日制定の町」説明板等の設置について	町長
		焼却炉の設置計画について	町長
		財政の健全化策について	町長
3	藤本一昭	学校給食に地元の食材を活用して地産地消を推進すること	教育長
		乳児・幼児・児童の保護者からの虐待対策について	教育長
		商業市街化の推進する地域について	町長
4	山口邦政	地元企業への支援体制は	町長
		ユニバーサル社会づくり推進について	町長・教育長
5	笹倉政芳	企業投資促進の支援を	町長
		生き生きと働ける職場を	町長
6	門脇保文	多可町工業団地計画は？ 計画予定は無いのか？	町長
		太陽光発電設置条例改正に関して いつ条例違反者を公表するのか？	町長
		平成31年度予算について 10月より国の政策に伴い保育料の無償化を？	町長

(2日目)3月19日(火) 午前9時30分から

質問順	質問議員	質問事項	答弁を求める者
7	門脇教蔵	多可町白川教育生活支援基金の用途について	町長・教育長
		地方創生交付金の用途を問う	町長
8	加門寛治	子育て環境の充実とは 県内他市町と比較して、多可町ならではの政策はあるのか	町長
		農地法第3条許可について	町長
9	酒井洋子	一貫した移住定住促進とは	町長
		人権教育先進地多可町が目指す人権意識とは	町長
10	吉田政義	多可町としての播州織への支援策を問う	町長
11	市位裕文	旧八千代北小学校の跡地活用についての経過と今後について	町長
12	日原茂樹	自治体クラウドに取り組め	町長
		教員の長時間勤務は解消できるのか	教育長

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
 多可町議会議員 大山由郎 様



受 領 日	番号
平成 30 年 2 月 19 日 午前・午後 8 時 30 分	1

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 虐待から子どもの命を守れ	教育長
①児童虐待を防ぐため、予防と早期発見のシステムを構築せよ ②今一度「児童虐待防止法」の周知徹底を ③地域住民の協力を得よ ④貧困の広がりなど、経済的不安定な家庭に寄り添い子育て支援を ⑤「子どもの健全成長・真の自立」を保障する、児童福祉全体の充実を目指せ	
2.	
3.	

質 問 の 内 容

戦後、新憲法が制定された翌年、子どもたちの自由と開放を目指し、この憲法の精神を踏まえて制定されたのが「児童福祉法」。さらに、児童福祉に対する国民の意識を啓発するために、1951年5月「児童憲章」。また、国際連合において、1948年の世界人権宣言を踏まえ、1959年に制定されたのが「児童権利宣言」である。

そして、国の児童政策の精神である「児童憲章」の前文は、以下のように述べている。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境のなかで育てられる

子どもは保護され、人格として認められ、健全な成長が保障されなければならない。児童虐待はそれらに最も反するもので、いかなる理由があれ許されないことだ。

近年、児童虐待の件数は増加の一途をたどっており、特に、最愛の親から虐待を受けて亡くなるという痛ましい児童虐待事件が相次いでいる。こうした不幸な事態をどうしたらとめられるのか。児童虐待は、親、またはそれに代わる保護者の問題として、限定的に捉えられがちだが児童虐待の根底には「愛のムチ」などという体罰、子どもに対する「力の誤用・乱用」など、大人たちの子ども観の問題があり、虐待者だけでなく周りの大人たちの問題でもある。虐待を防ぐには、予防と早期発見のシステムを創り、子育て世代の負担を軽減する施策の強化、そして今一度「児童虐待防止法」の周知を徹底し、貧困、ストレス等を抱えている保護者の状況も把握し、地域の協力も得ながら、安心して子育てが出来る環境を整えることが大切である。本町においては、子どもの命を守ることを最大の責務として、虐待の予防・発見・児童の保護のため、いっそうの対策強

化をすべきだ。特に虐待の予防・発見に関しては、地域住民の協力とともに、母子福祉・障害者福祉・生活保護などの福祉部門はもちろん、直接児童福祉に関係しない部門も含めて住民と接する行政機関が子育てのSOSをキャッチできるようにしなければならない。同時にいえることは、虐待をする親は「貧困の広がり」「社会福祉におけるセーフティーネットの崩壊」など、今の社会のゆがみの被害者である場合もある。生活の最低のよりどころを奪われ、安定した仕事も見つからず、経済的に不安定で余裕もなく、大きなストレスを抱えた生活を余儀なくされている状況が背景にあるのではないか。「身勝手に未熟な親」による事件報道に接するたびに、その親自身を「健全な大人」として成長させることができなかった当時の児童福祉実践の弱さが悔やまれる。今、そういう中で虐待は起きている、見守りが必要な家庭に対して、ただ「監視」するのではなく、子育てのしんどさをよく聞き、寄り添いながら、子育てを支援していくことが大切だ。児童虐待のみならず「子どもの健全成長・真の自立」を保障する児童福祉全体の充実を目指せ。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
多可町議会 橋尾哲夫 印

受 領 日	番号
平成 31年 2月 19日 午前・ <u>午後</u> 4時 0分	2

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 新庁舎に『敬老の日制定の町』説明板等の設置について	町長
<p>新庁舎は昨年9月末に約26億円で完成し10月22日から開庁しました。多可町は3つの特徴があります。1つ目は手すき和紙杉原紙の町、2つ目は山田錦発祥の町、3つ目は敬老の日発祥の町です。杉原町紙は1階玄関には杉原紙を使用したダウンライト等。山田錦は3階の町長室前の一角に純米大吟醸「多可」も展示されています。しかし、敬老の日発祥の町の展示物等がありません。1階の多目的コーナーに設置してはどうか。3区の特徴の内、八千代区の特徴が抜け落ちています。町長の答弁を求めます。</p>	
2. 焼却炉の設置計画について	町長
<p>焼却炉（みどり園）は平成36年度末に土地使用賃貸契約が終了することです。西脇・多可の1市1町での建設が最善策なのか疑問です。本年2月の小野市長選挙で蓬萊氏が再選されました。小野市では焼却炉は小野市、加西市、加東市3市と今後三木市も含めての4市広域連携で建設する発言でした。焼却炉の建設費は約195億円です。播磨広域連携協議会の北播磨県民局管内は西脇・多可も含まれます。1市1町での新聞発表、約50億以上の建設費用は高額すぎます。再度協議会に参加すべきです。町長の答弁を求めます。</p>	
3. 財政の健全化策について	町長
<p>平成29年度の多可町の決算では実質公債費比率が16.8%となっています。単年度では19.4%で危険ラインを超えました。平成30年度の会計も厳しい状況です。実質公債費比率が18%以上になれば地方債を発行する際、総務大臣または県知事の許可が必要となります。その可能性が出てきました。特に職員の人件費が町税20億円すべてであります。小野市は住民100人に対して職員は0.53人です。多可町は1.1人です。職員1人当たり人件費は約860万円、（給与、共済掛金、退職金を含む）です。身内から身を削る痛みを伴う大改革が必要です。町長の答弁を求めます。</p>	

質 問 の 内 容

1 多可町には3つの特徴があります。2月18日に福崎町から広報の視察に来られました。その時にも福崎町代表のあいさつの中で多可町は敬老の日発祥の町ですと言われました。旧八千代町の「敬老の日発祥の町」は野間谷村の門脇政夫先生が提唱されたものです。

3 多可町の財政状況は悪化し、実質公債費比率が18%以上になれば地方債を発行する際、総務大臣または県知事の許可が必要となります。30年度の決算が心配です。合併特例債枠30億円も確保できるのか疑問です。合併特例債の延長も認められない可能性があります。新焼却炉などの巨額の投資が目白押しです。町の組織機構課制度を減少し、各課には専門職は必要ですが、他の職員に横断的に仕事ができる能力を付けさせることです。正職員の数が多すぎます。正職員を減らすことから始めなければ住民の痛みある改革は理解されず不可能です。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 藤本 一昭



受 領 日	番号
平成31年 2月26日 午前・午後 8時38分	3

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 学校給食に地元の食材を活用して地産地消を推進すること	教育長
<p>多可町産の農作物を学校給食に使用して、地産地消の推進することは大事であり、現在の取り組みをおよび実績を求める、そして、私は、地元食材の活用があまりにも不十分である現状をどのように考えており、次年度以降の対策をどのように展開するかその見解を求める。</p>	
2. 乳児・幼児・児童の保護者からの虐待対策について	教育長
<p>昨今の親の児童・子供等に対する虐待の事例が、報道されています。当町も認知の深刻さや程度の差はあれども、虐待の対応がされていると思う。現在の認知件数および状況の報告を求め、教育委員会の人員および体制が十分確保されているか、そして、今後の人員を含めて体制強化が必要と考えるが当局の見解を求める</p>	
3. 商業市街化の推進する地域について	町長
<p>町民が、通常の日用品および生活必需品の購入が不便であるため、町内の商業事業者および新規事業者などの店舗の拡張新規出店等のために誘致推進を検討すべきであり、商工業用地の確保および候補地の明確化をはかり、その上に商工業事業者の立地のための優遇対策および、店舗立地を推進するについての町長の見解を求める。</p>	

質 問 の 内 容

1、学校給食に関して以前の説明では、給食の充実として、「新しいメニューの開発による献立の充実と地産食材を取り入れ地産地消を推進します。」と説明されています。それでは、現在の給食で、多可町産の産品・農作物を学校給食にどれくらいの食材を使用しているのか数字で説明を求めます。そして、多可町は、「地産地消の推進する」とは言っても具体的に対策をとっていない程度の状態であります。ことは重大な事であり、現在の取り組み及び今年度の実績の説明を求めます。

そして、私は、地元食材の活用があまりにも不十分であると考えており、次年度以降の対策をどのように展開するつもりかを具体的数値目標を合わせて見解を求めます。

2、本年1月2月に親の児童・子供等に対する虐待の事例が、報道されています。その事例は、あまりにも悲惨な児童虐待であることが報道されました。当町においても程度の差こそあれ、児童虐待等の事例があり対応されていると思います。そこで、現在教育委員会で把握している認知件数及び、どのように事例に対応がなされているのか説明を求め、その上で、虐待対応に現在の教育委員会の人員および体制が十分確保されているかについて説明を求めます。

3、町民が、日用品および生活必需品の購入が不便であるため、町内の商業事業者と新規事業者などの店舗の拡張及び出店等の誘致推進を検討すべきであります。多可町は商業地の推進エリアを設定して優先的に商業用地の確保し、そしてお店の候補地の明確化をはかり、商業事業者の出店立地のための優遇対策および、店舗立地を推進することが必要でありますので、見解を求めます。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
多可町議会議員 山口邦政



受領日	番号
平成31年2月28日 午前・午後11時00分	4

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 地元企業への支援体制は	町長
<ul style="list-style-type: none">・企業支援についてどのような協議の場を持ち、施策の実施及び支援を行っているのか・今後さらなる支援の方法は考えているのか	
2. ユニバーサル社会づくり推進について	町長 教育長
<ul style="list-style-type: none">・町としてユニバーサル社会づくりにどのように取り組んで行くのか・小中学校の教育現場での取り組みは	
3.	

質 問 の 内 容

1、 地元企業への支援体制は

町が 10 年後、20 年後により活性化していくためには「稼ぐ力」のある元気な地元企業や新たな創業が活発であることが重要なポイントです。それにより地域に活力や元気を与えてくれることとなります。

行政が企業経営の仕組みや、それを取り巻く環境を理解し、自治体による支援が必要と思います。地域の産業活動に必要なとされているのは「ヒト、モノ、カネ、情報」とされています。大企業は潤沢な資金と情報力を持っていますのでそれらを手にすることができますが、地方の中小企業にとっては先ほどの 4 つを得るには多大な時間と労力が必要となってきます。

そこで必要なのは町が中心となりチーム多可町で対応していく必要があるのではないかと考えます。

以上をふまえて以下の質問を行います。

① 平成 29 年 3 月に制定した「多可町中小企業等振興基本条例」では第 4 条に町の責務が謳ってあり、その中で町は「中小企業等の意見を的確に反映するよう協議するとともに、中小企業等の振興に関する施策を実施する」とあります。そしてその後「町は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業等に対する支援を実施するように努めるものとする」とあります。

今、具体的にはどのような協議の場を持ち、施策の実施及び支援を行っているのかをお答えください。

② 多可町にも優秀な中小企業は多くあるわけですが、大企業と比べて遅れている部分に販路開拓と新規商品の開発ではないでしょうか。ほとんどの企業が中小企業である多可町では、チーム多可町でこれらの問題を解決していく必要があるのではないのでしょうか。町としてその支援は出来ているのでしょうか。

少子化・人口流出の中で、町内の企業で今問題となっているのは人手不足の問題ではないのでしょうか。なぜ人口流出が起きているのか、その一つが町内に在住されている方々の所得の問題ではないかと推測します。

多可町における所得（年収）水準ですが、総務省から 2017 年の統計で所得ランキングが出されています。多可町の所得の平均は 261 万 9,965 円で県下 41 自治体の中で 37 位、全国ランキングでも 1,121 位と下位に位置しています。所得の低さが生産年齢人口（15 才から 64 才）の流出の原因となり人手不足に

追い打ちをかけているのではないのでしょうか。所得を上げていくには町内の企業に利益を上げてもらい賃金に反映させていただくことが必要ではないのでしょうか。町は町内企業が売り上げを伸ばし利益が上がるように支援する施策をしていくことが必要ではないのでしょうか。

例えば産業振興で注目されている施策があります。それは平成 20 年に静岡県富士宮にオープンした富士ビズ（f-Biz）です。ここのセンター長の小出氏によると、「中小企業は人、モノ、カネに弱点を抱えている。このセンターは中小企業にとって救命救急室と同じだ。従来の企業支援は決算書を見て財務分析を行うだけだったり、悪い点を指摘して終わるだけであった。治療して手術まで施す必要がある。知恵・アイデアを出し、着眼点を変えて新しい流れをつるために、継続して企業支援していく必要がある」とされています。このセンターには年間 4,000 件の相談があり、相談者の 7 割が着実に売り上げUPに繋げておられるようです。このスタイルの支援センターは小出氏の指導により全国で 20 ヶ所近くまで広がってきています。近隣では京都府の福知山市で開設されていますし、小規模自治体の人口 1 万 1 千人の島根県邑南町でも一昨年に開設されています。

このような地元企業への支援は全国の自治体で様々な方法で行われてきています。多可町でもより積極的な支援体制が必要ではないのでしょうか。

町長の所見をお伺いいたします。

2、ユニバーサル社会づくり推進について

兵庫県では「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」（ひょうご・スマイル条例）を昨年 4 月から施行し、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包括され自信と尊厳を持って暮らすことができるユニバーサル社会の実現を目指しています。その条例の第 5 条の中で「県内の市町はその区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする」と記されています。

また、国でも昨年 12 月に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法案」が成立しました。その中でも地方公共団体は県条例と同様の責務を有すると記されています。

バリアフリーでは障がい者や高齢者に配慮した障壁の削除が求められていましたが、ユニバーサルデザインでは最初から多くの方に使いやすい環境をつくることが求められています。そして心のやさしさ、個人の尊厳などの福祉の

心が必要となってきます。

これらの法律及び条令を受けて、今後多可町としてユニバーサル社会づくりにどのように取り組んで行くのか、町行政上での取り組みを町長から、小中学校の教育現場での取り組みを教育長からお答えください。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
多可町議会議員 笹倉政芳 

受領日	番号
平成31年3月6日 午前・午後 8時30分	5

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 企業投資促進の支援を	町長
1、企業が新設や増設する土地が、農地である場合、農用地・農振地域などで転用許可条件が整いにくい。町は施策として協力、支援する体制はあるのでしょうか。	
2. 生き生きと働ける職場を	町長
1、多可町の役場内では、パワハラ等の事案が提示された事例があるのでしょうか。あるとすればどのように対処されているか。 2、予防する定義や解決する定義は定めてあるのでしょうか。	
3.	

質 問 の 内 容

1. 企業投資促進の支援は

町内企業の中には、積極的に投資を進めて既存工場の規模拡大を目指している所も多くあります。

しかし、「工場用地を拡大したくても農地法などの許可のめどが立たないので困っている」という切羽詰まった話を良く聞かされます。

適当な用地がなく、便宜上農業用地を活用したいという事ではありますが、企業は、自社工場で製品を製造するのが専門であり、不動産の各種法令規則などの許可等は素人であります。

何が・どうして・どうなっているのか理解ができないのが実状で用地確保に苦慮されています。

特に新設や増設しようとする土地が、農地である場合に、農用地・農振地域などで転用許可条件が整わないことが多くあり、結果、用地交渉や煩雑な手続き等が円滑な用地確保の足かせになりスピード感を持った事業展開ができないのです。

また別の企業では「雨水調整池」を整備するために、折角確保した用地が十分に本来の用途に使用できず非常に効率が悪いとの声も聞いています。

法令遵守は当然であります。これらの例を重く受け止めなければなりません。

「町内で用地の確保ができなければ、町外に出て行く」といった事例もあり、危惧しています。

以上のことを踏まえて、現在、多可町に於いて、積極的に経営され規模拡大を目指す企業に対して、工場用地を確保して行かなければと考えますが、このような場合に対して町は、町の施策として協力や支援していく体制はあるのか町長の答弁を求めます。

2. 生き生きと働ける職場を

近年の社会問題として職場でのいじめやパワーハラスメントが潜在化していることを重く受け厚生労働省は平成 24 年 1 月 30 日、職場における「パワーハラスメント」の定義を改正しました。

その対象には、以前までの上司から部下への行為だけでなく、同僚間や部下から上司への行為も含むものとしています。

パワーハラスメントにあたる具体的な行為として6つの類型に分けて提示しています。

- ①身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ②精神的な攻撃（脅迫・ひどい暴言）
- ③人間関係からの切り離（仲間外し・無視）
- ④過大な要求（明らかに不要なことや遂行不可能な事の強制・仕事の妨害）
- ⑤過小な要求（能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること）
- ⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

多可町の役場内では、これらの事案が提示された事例があるのでしょうか。あるとすればどのように対処されているのでしょうか。また、予防する定義や解決する定義は定めてあるのでしょうか。

町長の取り組みの一つに、職員の能力、資質の向上を掲げられ、職員と組織の持ち味を最大限生かすために「いい働き方」をテーマに職員と向き合い「働き方改革の指針づくり」をなされています。

まず、職員同士が互いを尊重し共に喜びを感じ、生き生きと働くことが、住民サービスにつながっていくものと確信しています。

組織のトップは、職場のパワーハラスメントなど弊害をなくことを明確に示さなければならないと思いますが、町長の答弁を求めます。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 門脇保文



受 領 日	番号
平成 31 年 3 月 6 日 午前・午後 9 時 20 分	6

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
<p>1. 多可町工業団地計画は？ 計画予定は無いのか？</p>	町長
<p>出生率も減少する中、町外に出ていく若者が多く、定住したくても仕事が無い。農家の数も減少する、廃休耕田等が増える中、対策が取れていない。近隣の市町では、積極的に農地や山林を活用し企業誘致を行っているが、朝来市山東町では山東工業団地（6.6ha・工業用面積 4.3ha、分譲済面積 2.6ha）篠山市北（中央地区）農地（7.7ha 工業用地面積 7.7ha）を計画されています。丹波市（山南町きらら通）農地（29.7ha・工業用地面積 28.3ha、分譲済 22.6ha）加西市（北側7）農地（70ha・工業用地面積 70ha 工業団地 2020年販売）小野市（北播磨医療センター東）20ha 工業団地（兵庫企業庁着工）加東市 選定中（山林）西脇市 検討中である 高速道路に近い八千代区・中区の農業地や山林を有効に利用し工業団地計画予定は無いのか？</p>	
<p>2. 太陽光発電設置条例改正に関して いつ条例違反者を公表するのか？</p>	町長
<p>多可町内で大型太陽光発電設置工事が始まりほぼ完成に近い状況ではありますが、多可町太陽光発電設置条例に違反をし、粛々と工事が進んでいるが、平成31年1月に警告書が出され、その後、設置計画書が提出されたのか？ 今後、どのような対策を取られるのか？</p>	
<p>3. 平成31年度予算について 10月より国の政策に伴い保育料の無償化を？</p>	町長
<p>国の政策により3歳以上児の保育料の無償化に伴い、教材費の無償化にも取り組むべきではないか？ 0歳～2歳児までの住民非課税世帯を対象に無償化になるが、保育料も所得制限により子供が3歳になるまで共働きすることなく育児が出来る環境を整え、0歳児から幼稚園まで無償化に取り組むべきではないか？</p>	

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
多可町議会議員 門脇教蔵



受領日	番号
平成31年 3月6日 午前・午後10時40分	7

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 多可町白川教育生活支援基金の使途について	町長・教育長
<p>一昨年多可町出身の白川良一さんが、「困っている人、福祉に役立ててもらいたい」と当町に5,000万を寄付していただきました。その寄付を受け、町は「白川教育生活支援基金」が設置されました。</p> <p>白川さんは中町中学校卒業後、貧しかったため高校進学をあきらめておられましたが、町のある方が、足の速い白川さんを見込んで支援を申し出て、西脇高校に進学がかなった。「夢みたいな話だった。支援していただいた方への恩を忘れたことはない」と感謝の気持ちで一杯であると。卒業後、家電メーカーを経て神戸市内で電気会社を起業され、15年ほど前に引退するまで、食べるものも食わず寝る間もないぐらい働き財を築かれました。白川さんは自分が幼少の頃に味わったことを誰にもさせたくない、困っている人がおられたら助けて上げたい気持ちから善意の多額の寄付をしていただきました。そのような白川さんの意思に反し、中区に設置される子育てふれあいセンターのクーラーの設置、トイレの修理に650万使うとのこと、そのような使い方は、白川さんの意思に沿っているとお考えか。人の行為を無にされているのではないのか。町長、教育長にお伺いいたします。</p>	
2. 地方創生交付金の使途を問う	町長
<p>平成26年、まち・ひと・しごと創生法が施行され、多くの自治体で総合戦略の策定が行われ一斉に地方創生事業が始まりました。平成30年度時点において、わが町、多可町での取り組みと進捗状況については、「平成29年度及び平成30年度地方創生交付金事業検証シート」としてHPで公表されているところではありますが、その中の、地域ブランドの発掘・発見・創出に約1,560万円が使われています。具体的にどのような使い方をされているのか。また、これまでの地方創生事業の総額と、そのうち、地域ブランドの発掘・発見・創生事業はどれぐらいでしょうか。</p>	

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
 多可町議会議員 加門寛治 

受 領 日	番号
平成31年3月6日 午前 ・午後11時20分	8

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
<p>1. 子育て環境の充実とは。県内他市町と比較して、多可町ならではの政策はあるのか。</p> <p>昨年の12月の議会でも一般質問をしましたが、「子育てするなら多可町」とのキャッチフレーズがありました。県内他市町と比較して、「多可町はこんなにも子育てに対する政策が充実しているから、是非とも我町で子育てをしませんか」ということの説明を求めます。</p> <p>『政策』ですので、自然環境とか少人数の教育をしているとかなしで。</p>	町長
<p>2. 農地法第3条許可について</p> <p>農地法第3条第2項第5号で3反以上を保有しない場合には、農地法第3条による所有権移転を許可できないことになっています。民家の売買において、そこに付随する1反未満の畑しかない場合には、田舎暮らしで畑をしたい人が所有できないことになっています。昨年の3月議会で一般質問をした時には「農業委員会で検討する」との回答でしたがその後はどうなったのでしょうか。</p>	町長
<p>3.</p>	

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
多可町議会議員 酒井洋子



受 領 日	番号
平成 31 年 3 月 6 日 午前・午後 11 時 53 分	9

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 一貫した移住定住促進とは	町長
<p>町民が受けるべきサービス、町営住宅が空き室多数です。未来の多可町民移住者の暮らしの要の一つ「住」の選択肢に町営住宅を加えることは、人口減少問題を本気で考える一貫した姿勢ではないでしょうか。</p>	
2. 人権教育先進地多可町が目指す人権意識とは	町長
<p>敬老の日発祥の地であり、制定以来大変好評の一日ひとほめ条例発祥の地多可町は、人権教育のリーダー的な位置づけにあると感じます。 人権教育先進地とも言えるわがまち多可町が目指すところと、高い人権意識を醸成するための新たな取り組みをお聞きします。</p>	

質 問 の 内 容

少子高齢化と人口減少がいよいよ深刻化している多可町ですが、定住推進課が中心になって移住定住のための様々な取り組みがなされています。

先日の委員会では、町営住宅を企業の新入社員の寮のような使い方はできないかと意見が出ていました。現在 11 室もの空室があるとのこと、空いていても管理に費用がかかっています、できれば満室にしたいです。

さて、日本一の子育て村構想をもつ島根県邑南町では、町外からの転入者の定住を促進するために UI ターン者定住促進住宅を設け、ホームページトップ「移住定住のご案内」の中においています。

自然豊かで子育て施策も充実している邑南町ですから、近隣都市の広島市などから子育て中のひとり親世帯が移ってくるそうです。そこで職を探し、緑豊かなまちで子どもを育て、地元で馴染んで起業したり、アンティーク好きで古民家購入に繋がるような嬉しいケースもあるそうです。さらに当地で再婚の可能性も生まれます。

このように良いことづくめに見える公営住宅の移住促進利用ですが、住宅の使い道を UI ターン者定住促進に限定することが公営住宅法に沿って考えた場合どうなのかという研究課題があるでしょう。まずは現在の申し込み条件から「申込者本人の住所または勤務先が多可町内にあること」という項目だけをはずしてはいかがでしょうか？町内の者に限る理由は「町民のための住宅だから」とか「税の公平性の観点から」とお聞きしました。だったら町民になってもらえば良いのではないのでしょうか？応募する条件に「入居後多可町に住所を移すこと」と「多可町で就労（起業）すること」をつけるなどして、移住定住を応援しているわがまちの一貫した姿勢を示して欲しいところです。

気になる国土交通省の「公営住宅法施行令」を調べてみましたら、現在の住所要件の記載は見当たりません。北海道で札幌市に次いで人口が増えている東川町の町営住宅入居資格には「申込者本人の住所または勤務先が町内にあること」という項目がないことを申し添えておきます。

町長のお考えをお聞かせください。

私たちを取り巻く環境は、どんどん変化しています。

とりわけ、科学技術の発展、ICT の進歩はめざましいものがあり、人々の暮らし方の多様性がますます広がっています。それにもなって、いじめや差別の、質や表現の方法が変わってきているようです。人が人の下に人を作ることで、自分の立場を上だとアピールしようとする人間のエゴは、時代を越えて形を変

えてなお存在することを残念ながら認めざるを得ません。

少し前までは、劣っていることや多くの人と違うことが対象だったはずなのに、ありとあらゆることがいじめや差別の対象になってしまう、昨今のいじめ・差別事情に驚いています。

身体障害、性の問題、出生地、住む地域、国籍、宗教、肌の色、言葉、方言、持ち物、車、家、体形、成績、学歴、職業はもとより、場合によっては人より優秀なこと・・・いじめや差別の要因が、上げはじめるときりがないことが分り、どんな人でもいじめや差別をする側にも、される側にもなる可能性があることに思いが及びます。こんな時代だからこそ人権教育は必要ですし、わがまち多可町の姿勢や立場を示すことが一層重要だと感じます。

「いじめ・差別はダメ」と禁止するのは簡単ですが、そもそもほとんどの人はそうなりたいとは思っていないはず。また「怒られるからやめとこう」という思いは、人権意識の高まりとは程遠い感覚だと感じます。

誰もが当事者になる可能性を知ることや、差別を受けた、いじめにあったと感じたとき、またそんな場面に居合わせた時どうするかという知恵を身につける実践的な教育と同時に、一人一人の個性を認め合い、ここに存在しているそのことに価値があると、自分も他も尊重し合う感覚を培う取り組みが必要ではないでしょうか。とりわけ、子どもたちへの教育は重要になるでしょう。

通信環境が大きく変化した昨今、差別する意識の種が、思いもよらないスピードで広く、しかも匿名で行き渡ることを知っておく必要もありあそうです。

多可町は敬老の日発祥のまちです。先人を敬う思いは他を敬うことに繋がります。また「一日ひと褒め条例」は、他の人に関心を寄せ、良いところを見つけ出す素晴らしいものです。これこそ人権意識の基本だと町内外の多くの方々から評価の言葉をいただき誇らしく思っています。

このように人権意識先進地とも言える多可町では 31 年度、部落差別の解消の推進に関する条例を作ろうと委員会を立ち上げ協議すると聞きました。

この条例が、部落差別解消だけを目指すのではなく、全ての町民が自己肯定感を高め、存在することに価値があると等しく個性を認め合える、多可町の人権意識、住民意識の高さを内外に示すものになると期待しています。

町長は、どのような点を一番大事に考えておられるのか、また、条例を作って全町で取り組まれたいとお考えの人権教育の新たなプランをお聞きかせください。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様 多可町議会議員 吉田政義	受 領 日	番号
	平成 31年 3月 6日 午前・ 午後 2時 25分	10
質問の項目及び要旨		答弁を求める者
多可町としての播州織への支援策を問う		町 長

西脇市を中心に北播磨地域で生産されている播州織は、糸を先に染め、染め上った糸で柄を織る「先染織物」が特徴であります。国内先染織物の70%以上のシェアを占めており、その独特の製法により、自然な風合い、豊かな色彩、素晴らしい肌触りの生地に仕上がり、シャツやハンカチ、テーブルクロスなど様々な製品に加工されています。しかし、生産量は昭和62年の約3億8,800万㎡をピークに、近年3,000㎡を下回っております。昭和62年当時、約60%超を占めていた輸出品も平成28年には、約14.8%まで減っております。こうした中、「播州織」の魅力と高い技術力を広くアピールし、産地自らが活性化に向けて努力をされております。

西脇市では、2016年7月に「西脇ファッション都市構想」を策定し「ファッションを志す若者が『訪れてみたくなる』『働いてみたくなる』『住みたくなる』まち」を目指しておられます。背景には10代後半から20代の若者が、進学や就職に伴い阪神間などの都市部へ大量流出するという構造的な問題があり、播州織を支える若手人材が不足している状況が見受けられます。同構想では、「ひと」「にぎわい」「わざ」をキーワードに事業が進められております。

「ひと」に関する事業では、若手デザイナー志望者を産地に呼び込む。審査を通過し、機業や産元商社に就職した際に、市が当該企業に月額15万円（最長3年）を補助する「西脇市デザイナー育成支援補助金交付規程」が定められ、既に20人が東京や大阪などから産地に移住、産地企業に就職し、織布現場やテキスタイルデザインなどで活躍をされています。

そして、1月29日から30日では産地総合展「播州織総合素材展」に合わせ、ジョブフェアでは、「播州でものづくりを始めませんか！」と題し①産地受け入れ企業紹介②移住・就職相談③既に産地で活躍中の事業者や若手デザイナーなどの活動事例紹介④デザイナー研修生が作成した生地などの展示が行われ

ました。今回からジョブフェアには多可町も参画しました。受け入れ対象者は①ファッション系の大学、短大、専門学校の卒業予定者、在校生②40歳未満の若手デザイナー・クリエイター③移住を含めた転職を希望するデザイナー・クリエイターなどです。この様な取り組みは、産地の存続、活性化に寄与するものだと思います。

若手人材を呼び込み、確保するには、播州織関連の雇用を生み出すとともに、播州織が若者にとって魅力的な産業になっていく必要があります。これらの状況を踏まえ、強みである素材生産を中心とした製品づくりを強化することに加えて、素材を生かした織物を使った最終製品まで、デザイン・製造することにより、ファッション分野の産業を伸ばしていくことが求められています。

産元商社は西脇市に多いですが、機業や染工場は多可町が多いです。多可町として、播州織産地・機業にどのような支援をしていくのか問います。

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
 多可町議会議員 市位裕文 様



受 領 日	番号
平成 31 年 3 月 7 日 午前・午後 9 時 10 分	11

質 問 の 項 目 及 び 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1. 旧八千代北小学校の跡地活用についての経過と今後について	町長
<p>昨年の10月より仮本庁舎が閉鎖され、新庁舎が10月22日より開庁されて、この新庁舎での業務開始され、多可町の新しい1ページが始まりました。31年度の予算も決まり、本格的な審議も始まりました。</p> <p>そこでいよいよ気になるのが旧八千代北小学校の跡地活用です。平成26年5月には多可町学校跡地活用庁内検討委員会が立ち上がり、7月30日には八千代区区長会跡地活用に関する意見交換が行われ、跡地に関する議論が始まったと思われます。</p> <p>平成26年6月21日には地元の八千代北小学校跡地活用連絡会が立ち上がり、「サテライトキャンパス構想」を軸に活動が展開されました。その間、廃校利用の先進地視察や神戸親和大学の北小学校区視察が行われ、「連絡会ニュース」も発行されました。28年12月26日には6集落区長との意見交換で、NPOが使用する場所以外の区域を役場主導で企業誘致を行うことを確認されました。</p> <p>県の事業見直しにより「サテライトキャンパス構想」を残念するにいたりました。平成29年9月議会において、当時の戸田町長がNGI構想を千載一遇チャンスととらえ、研究施設や事業所などの誘致を検討していることを答弁されました。</p> <p>しかしその後、NGI構想も残念され、今年度6集落の意見集約の結果、30年6月議会での酒井議員の発言に賛同して「生涯学習センターや図書館としての活用」を町に提言しました。その結果平成31年2月8日には多可町旧八千代北小学校跡地活用検討委員会が立ち上がりました。13名の委員により委員会が始まりましたが、町としては委員会の意見を尊重するのはもちろんですが、平成26年からの地元集落の連絡会の意見にも耳を傾けてもらわないと、26・27・28・29・30年の努力は町の意見「地元の意見を尊重」に背くことになります。町長の答弁を求めます。</p>	

一般質問通告書

【第90回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様

多可町議会議員 日原茂樹



受領日	番号
平成31年3月7日 午前・午後11時10分	12

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1.自治体クラウドに取り組み	町長
別紙詳細	
2.教員の長時間勤務は解消できるのか	教育長
別紙詳細	
3.	
別紙詳細	

質 問 の 内 容

1. 自治体クラウドに取り組み

自治体クラウドとは、自治体が情報システムを自庁舎のサーバーで管理、運用することにかえて、外部のデータセンターのクラウドサーバーで管理、運用し、ネットワーク経由で利用できるようにする取り組みで、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を推進するものです。

総務省のホームページの自治体クラウドポータルサイトによると、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上、また2011年に起きた東日本大震災の教訓から、災害や事故などが発生したときでも、業務継続を確保するという観点から、全国の自治体に自治体クラウドの推進をしています。

総務省は、自治体クラウドの実証事業等で、どういった利用効果があるのか検証しています。その一つが「費用削減」効果で、実証事業では最大で3割程度の削減結果も出たと報告されています。

例えばシステム改修費の削減などがあげられますが、同一パッケージを複数の市町で利用することによる割り勘効果により、共通の機能改修や法改正対応等システム改修費用を抑えることが期待できます。また、複数の市町で交渉を行うため、事業者との交渉力が強化されるなどのメリットもあります。

二つ目が「職員の業務量の削減」効果です。情報主管部門では、専門的知識を持った職員がいなくても対応ができるようになり、機器の保守や更新時期の管理、サーバー室の管理、バックアップ、稼働確認、情報セキュリティ対策、障害発生時の対応等のシステム運用・保守作業が不要になります。

また、町独自のカスタマイズをやめることにより、要件整理や設計確認、導入時の動作確認や数値チェックが不要になると思われます。

それ以外にも、共同利用に参加している団体や先行してクラウドを利用している団体に、パッケージに合わせた業務の標準化などについて相談、あるいはシステム改修等に対する意見を共同で事業者側に要望するような「自治体間の連携強化」効果も挙げられます。加えて、専門事業者が運用しているデータセンターにデータを預けることによって高いセキュリティレベルを確保し、停電や火災、自然災害に対する「信頼性、安全性の向上」効果もあります。

さらに、ハードウェアやソフトウェアなど情報資産を保有しないため、保守期限に縛られず「安定的な長期保守体制の確保」ができる効果、また、庁内におけるサーバー設置場所の確保や電力の確保が不要になることで「庁舎の有効利用、電気料金節約」効果なども挙げられます。

自治体クラウド導入による効果は、それぞれの自治体ごとに異なると思ひ

ますが、実際に自治体クラウドを導入した団体からは「業務が効率化でき、楽になった」という報告が出ています

特に「情報システムに係るコスト削減」「情報システムの管理・運用業務の効率化」「情報セキュリティ向上」に導入のメリットがあると確信します。

財政事情の厳しい多可町ですから早期に自治体クラウドシステムを導入し、経費削減と業務の効率化に取り組むべきです。

自治体クラウド導入についてどのように考えられているのか、町長の所見を伺います。

2. 教員の長時間勤務は解消できるのか

2019年度から多可町ではすべての小中学校に「統合型校務支援システム」が導入されようとしています。

統合型校務支援システムとは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムで、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を備えたシステムです。

文部科学省は教員の負担軽減に向け、統合型校務支援システムを推進しています。教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的な解決策の1つとして、統合型校務支援システムの導入により、業務の効率化などを進めることが必要であるとされています。

これまでに統合型校務支援システムを導入した自治体の事例では、札幌市では教員一人当たりの勤務時間数を1年間で103時間、つくば市では89.2時間、大阪市では224.1時間以上削減したデータもあります。

教員の多忙化を解消し、教育の質の維持向上を目指すためにも、小中学校における統合型校務支援システムの導入が有効と考えられています。

また、児童生徒一人一人の指導を効果的に進めることに関しては、多可町でも継続的な取り組みが行われていますが、統合型校務支援システムの導入により、児童生徒のデータの一元管理を実現し、一人一人のデータが継続して記録されるため、より効果的に指導を行うことができます。

そのためには、日々の仕事の進め方に大きな変革が必要となり、当初の導入段階では負担も大きくなることが想定されます。そのために、講習会やICT支援員等、現場を支援する取り組みもあわせて進める必要があります。また、

準備期、導入初期、定着、発展期を通じ、さまざまな組織、部署や人の関与が必要となるため、関係者間での導入に関する共通理解を深めることが大切です。

統合型校務支援システムの導入の準備はできていますか。このシステム導入により教員の長時間勤務は解消され、児童生徒に向き合い時間が増えることにより教育の質の向上につながるのでしょうか。さらには学力向上につなげていくことができるのでしょうか。

教育長の所見を伺います。